# 「裁判員制度の円滑な実施のための行動計画」の実施状況(概要)

(平成17年8月~18年3月)

## 広報啓発活動の推進

## 平成17年度の実施状況

- ・ 法曹三者で構成する「裁判員制度広報推進協議会」で全体的 な広報計画及び平成17年度広報計画を策定。
- リーフレット・パンフレット・ポスター・広報用ビデオ等の作成・配布・掲示等
- ホームページへの情報掲載
- ・タウンミーティングや政府インターネットTV等政府広報の活用
- 全国フォーラム(50カ所), シンポジウム(9カ所)の開催
- 広報用模擬裁判用の資料作成、全国で模擬裁判を実施
- 国政モニター課題報告、モニター会議の開催

## 平成18年度以降の実施予定

- 「裁判員制度広報推進協議会」で平成18年度広報計画を策定
- 引き続き,各種広報啓発活動を継続

# 法教育の充実

## 平成17年度の実施状況

- ・「法務省・法教育推進協議会」において、裁判員制度を題材と した中学生向け教材の作成作業を開始
- ・ リーフレット・パンフレット等を全国の中学・高校・大学や公民 館・図書館へ送付
- ・ 全国の中学・高校や各種団体等への講師派遣・出前教室の実施

## 平成18年度以降の実施予定

- 18年度中に裁判員教材を完成させ、各地の中学校等で模擬 授業等を実施
- ・ 引き続き、社会教育施設への講師派遣、中学・高校への出前 教室、法教育に関する教材・資料等の配布を継続

## 国民の参加を容易にする環境の整備

## 平成17年度の実施状況

- ・ 経営者団体等の各種団体・個別の企業等への説明・講演の 実施・協力の依頼
- ・「労働者が裁判員の職務を行う場合が労働基準法7条の公 の職務に該当する」旨の通達発出
- ・ パンフレットで、休暇制度の設置など労使の自主的な取組が期待される旨を記載し、自主的な取組を促進
- パンフレット等で、保育・介護のサービスが利用できることの 周知を徹底

## 平成18年度以降の実施予定

- · 引き続き,各種団体や企業に対する説明・講演・協力依頼を 行い,休暇や保育・介護サービスに関する周知啓発等を継続
- ・ アンケート調査による、国民の裁判に参加することへの不安 や要望の把握



## 人的・物的基盤の整備

#### 平成17年度の実施状況

- ・18年度予算案に裁判所職員の増員(裁判官75人,書記官 148人)・検察庁職員の増員(257人)等を計上
- ・ 裁判員制度関連施設の整備・モデル法廷の整備
- ・ 弁護士会が設置する公設事務所の拡充
- ・ 日本司法支援センターの契約弁護士の確保に向けた取組の実施

#### 平成18年度以降の実施予定

- ・ 引き続き, 裁判官・検察庁職員の増員等人的体制の整備
- ・ 引き続き、裁判員制度関連施設の整備
- ・ 引き続き、公設事務所の拡充、日本司法支援センター契約弁護士の確保等の弁護人の体制整備の強化